

報道発表資料

令和6年2月13日

令和5年度富津市一般会計補正予算（第8号）案

国の施策として実施する低所得世帯に対する特別給付事業、市立保育所等におけるこどものプライバシー保護対策に係る設備の整備などに係る経費を計上するとともに、事業費の確定等に伴い既定予算を調整します。

1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業（社会福祉課）

(1) 物価高騰対応重点支援住民税均等割のみ課税世帯特別給付事業 113,766千円

- ・住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 110,000千円
- ・事務的経費 3,766千円

物価高騰による負担増を踏まえて実施する住民税非課税世帯への給付及び令和6年度に実施する定額減税を補足する給付として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯につき10万円を支給する。

[対象世帯]

令和5年12月1日（基準日）時点で本市に住所があり、令和5年度分の住民税所得割が課税されておらず、かつ、世帯に1人以上、均等割が課税されている世帯

※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯を除く。

[給付金] $100,000 \text{円} \times 1,100 \text{世帯} = 110,000,000 \text{円}$

(2) 物価高騰対応重点支援低所得世帯こども加算特別給付事業 33,616千円

- ・低所得世帯こども加算特別給付金 31,000千円
- ・事務的経費 2,616千円

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯に対し、子ども1人につき5万円を支給する。

[対象世帯]

令和5年12月1日（基準日）時点で本市に住所があり、令和5年度分の住民税均等割が世帯全員非課税である世帯、また、均等割のみが課税されている世帯のうち、18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の子どもがいる世帯

※ 基準日以降に出生した子どもを含む。

※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯を除く。

[給付金] $50,000 \text{円} \times 620 \text{人} = 31,000,000 \text{円}$

2 市立保育所運営事業 933 千円（保育課）

・備品 933 千円

私立保育園等運営事業 225 千円（保育課）

・保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金
225 千円

国の補正予算で措置された補助金を活用し、こどものプライバシー保護対策を行うため、市立保育所におけるプール遊びや健康診断の際に使用する目隠し用パーテーションなどを整備するとともに、私立保育園等が同様の設備を整備するための補助を行う。

・市立保育所	7 箇所	933 千円
・私立保育園等	3 箇所	225 千円
合 計	10 箇所	1,158 千円

3 企業版ふるさと納税寄附金〔歳入〕 3,900 千円（企画課）

地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大9割に相当する額が法人関係税の税額控除の対象となる制度

[寄附募集事業及び企業名]

(1) 子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ保育料補助金）

(2) 海外派遣交流事業

（株）ジュピターコーポレーション 様

(3) 学校給食共同調理場整備事業

（株）大倉 様

(4) 予防接種事業（子どもインフルエンザ予防接種費用助成金）

（株）榎本建築設計事務所 様

寄附金額合計 3,900 千円

※ 公表に同意していただいた企業のみ掲載しています。

令和5年度富津市一般会計補正予算（第8号）

補正額 325,794 千円 補正後の額 20,986,481 千円

議決予定日 令和6年2月21日

問い合わせ先 富津市総務部財政課
TEL：0439-80-1237